

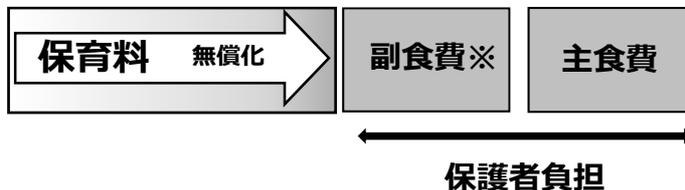
幼稚園，認定こども園（教育部分）の保育料は無償です。

※ 満3歳についても，同様に無償です。

*** 保育料無償化のための手続は不要です ***

- 満3歳を含め，**保育料は無償**
- **通園バス費，給食実施園の主食費・副食費（おかず代など），教材費などは保護者負担**となります。

参考：給食実施園の場合



※副食費の額は園により異なります。また，次のとおり副食費が免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…幼稚園，認定こども園に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…小学3年生までの子どもが3人以上いる場合は，3人目以降の副食費が免除

（2人目までは全額必要）

副食費の徴収・免除の判定は，園を通じてお知らせします。

○在園以外の一時的預かり事業，認可外保育施設などの利用料は，保護者負担となります。

預かり保育料について（実費で利用できますが，無償化の対象になるには申請が必要です。）

満3歳のうち，住民税課税世帯は，保育の必要性の有無にかかわらず，預かり保育料は無償になりません。

※ 満3歳…2024年度は，2021年（令和3年）4月2日から2022年（令和4年）4月1日生まれで3歳になった子ども

- 月48時間以上の就労などにより，申請により「**保育の必要性の認定**」を受けられた場合は，預かり保育料も月額上限額※まで無償になります。
※ 預かり保育の利用日数×450円と11,300円（満3歳の非課税世帯は16,300円）を比較して小さい額
- 保育を必要とする要件は，就労のほか，就学，産前産後，病気・障がいなどがあります。
詳しくは，「**無償化の認定手続について**」をご覧ください。
- 「**保育の必要性の認定**」は，**預かり保育の利用を約束するものではありません。**
預かり保育の申込みは，各園に行ってください。
- 預かり保育料は，月額上限額までは料金を園に支払う必要はありません。ただし，月額上限額を超えた預かり保育料や無償化対象外費用（おやつ代等）は支払う必要があります。

※「無償化の認定手続について」は，各施設にあります。